

『暦年贈与』が廃止になる！？

・「暦年贈与」とは

暦年贈与とは、毎年1月1日から12月31日までの一年間(暦年)の贈与額が110万以下であった場合に、贈与税がかからないというしくみを使った贈与の方法です。

毎年110万円を非課税で移せますから、将来亡くなる人の財産が減り相続税対策として有効な方法だとされています。



・「生前贈与加算」とは

相続税を計算する際に「生前贈与加算」といって死亡前3年以内に故人から相続人が贈与を受けていた場合、相続人の相続税課税価格に贈与額を加算するという規定があります。従って、亡くなる3年前から上記の無税の範囲内で贈与した金額も相続財産に含まれることになり、相続税が課税されることとなります。

・相続税と贈与税の関係

日本の贈与税は、相続税の課税回避を防止するという観点から、相続税に比較して高い税率が設定されています。

一方、諸外国では相続税と贈与税が一体化した税制となっています。

ドイツでは生前贈与加算は10年以内であり、フランスでは15年以内、アメリカにおきましてはすべての累積された贈与額が相続時に加算される制度となっています。

・今後の方向性は

- ① 税制改正大綱で「暦年課税制度のあり方を見直す」とありますので、将来的には廃止となるかもしれません。
(贈与税の非課税枠110万円がなくなり、すべての生前贈与は相続時に相続税として課税されるようになるかもしれません。)
- ② 生前贈与加算が3年以内から10年以内あるいは15年以内と延長するかもしれません。
(贈与税の非課税枠110万円を使用できる年数が減少してしまいます。)

ただし、こうした見直しはすぐには実施されることはありません。また、仮に見直しは決定されとしても、過去に遡って適用することはないですし、経過措置を設けて一定期間を経て実施されると予想されます。つまり、令和3年現在であれば、まだまだ暦年贈与を利用した生前贈与は可能であります。